



# 社債型種類株式に関するQ&A

2025年3月19日



**JAPAN AIRLINES**

# 社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
1. 社債型種類株式を発行する意義、目的は何か	<ul style="list-style-type: none"><li>企業価値向上を実現するための経営資源配分として「中期経営計画ローリングプラン2025」のとおり、新型機材の購入や、マイルを中心とした非航空領域への成長投資を予定しており、更なる事業戦略の推進に向けた財務基盤の強化及びリスク耐性強化のために、安定的かつ多様な外部資金調達能力の維持向上が重要であると認識しております。</li><li>このような背景のもと、持続的な企業価値向上の実現に向けて、強固な財務基盤の構築と今後の自己株式取得を含めた資本効率の追求を両立しつつ、更なる事業戦略の推進に向けた成長投資資金を確保するための調達手法として、既存の当社普通株式に希薄化が生じない社債型種類株式が有用な選択肢であると考えました。</li></ul>
2. 財務戦略上、社債型種類株式を含む資本性資金調達の位置づけや目的は	<ul style="list-style-type: none"><li>今後、更なる事業成長を目指す中で航空機機材をはじめとした投資の拡大が続く見込みです。そのため、今後の事業成長を支えるための健全な財務基盤の構築に寄与する資本性資金を前提としつつ、普通株式の議決権の希薄化を生じさせない等の特徴を踏まえ、社債型種類株式に係る定款変更の付議を決議しました。</li><li>当社の財務戦略において、主に個人投資家を対象とする社債型種類株式と機関投資家を対象としたハイブリッド社債を備えることは、調達手法の多様化の観点においても有益であると考えます。</li></ul>
3. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none"><li>社債型種類株式は会社法上の株式ですが、普通株主の皆様への配慮として、「社債」としての側面を有した商品性とすることを想定しています。</li><li>具体的には、①議決権の希薄化が生じないこと（議決権がなく普通株式への転換権がないため）、②普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮<sup>(1)</sup>しつつ、健全な財務基盤を確保できること、等の特徴が挙げられます。</li></ul>
4. 普通株主にデメリットが生じないか	<ul style="list-style-type: none"><li>議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。</li><li>発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以上の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。</li><li>普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等の財務指標への影響に配慮<sup>(1)</sup>しつつ、健全な財務基盤を確保できると考えています。</li></ul>

(1) 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

# 社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
5. 社債型種類株式を買収防衛策として活用する想定はないか	<ul style="list-style-type: none"><li>社債型種類株式は株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。</li><li>社債型種類株主の種類株主総会における決議事項も、会社法に定めるものよりも制限しており、社債型種類株式を無償割当などで普通株主に割り当てることも想定していません。</li></ul>
6. ハイブリッド社債との商品性の違いは	<ul style="list-style-type: none"><li>社債型種類株式の発行により、会計上の資本を拡充できる点が一般的なハイブリッド社債と大きく異なります。</li><li>社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家にご検討いただける商品です。（NISAの対象）</li><li>本日、発行登録書を提出した第1回社債型種類株式においては、過去、当社が発行したハイブリッド社債と異なり、格付上の資本性評価を取得しない商品性となります。</li><li>社債型種類株式と、本日、訂正発行登録書を提出した永久ハイブリッド社債を含むハイブリッド社債への配当・利払を行う場合には、同順位での支払いを想定しています。</li></ul>
7. 過去にハイブリッド社債・ローンによる資本性の調達も行っているが、なぜ定款変更するのか	<ul style="list-style-type: none"><li>ハイブリッド社債・ローンは会計上の負債であり、機関投資家や金融機関からの調達が中心となります。今回の定款変更は、個人を含む幅広い投資家から会計上の資本拡充を実現する資本性資金調達の選択肢を増やすことが目的です。</li></ul>
8. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	<ul style="list-style-type: none"><li>今後、資本拡充や調達の需要が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的に、授權枠を確保しています。</li><li>社債型種類株式の具体的な発行は現時点で未定となりますが、今後、他の資金調達手段とも慎重に比較検討し、発行する場合には、それぞれの回号につき変更後の定款において定める最大5,000万株の中で決定します。</li></ul>
9. どのような発行形態を想定しているか	<ul style="list-style-type: none"><li>国内における一般公募を通じ、個人投資家も含めた幅広い投資家にご購入いただけます。</li><li>当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。</li></ul>
10. 東証への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none"><li>幅広い投資家に投資いただくためには、東証上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。</li></ul>

# 第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
<p>11.第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な発行時期については未定ですが、2025年6月24日に開催予定の定時株主総会において今回の定款変更に係る議案の承認が得られ、第1回社債型種類株式の発行が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境にもよるものの、2025年度中に最大2,000億円の規模で行う可能性があります。</li> </ul>
<p>12.第1回社債型種類株式で格付上の資本性評価を取得しない理由は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も不確実性の高い経済環境下における想定外の外部環境変化にも備え、社会インフラ企業として安定した経営を維持し、持続的な成長を実現する上で株主資本の拡充を目指しています。</li> <li>その上で第1回社債型種類株式については、当社において初めてとなる社債型種類株式であり、個人を含む幅広い投資家にご検討いただくこと、発行後概ね5年以降の当社による取得（コール）の蓋然性を高めること等を総合考慮して、格付上の資本性評価を取得せず、ステップアップを5%とした商品性を想定しています。</li> <li>第2回号以降の商品性については未定ですが、将来、当社が必要と判断した場合には、格付上の資本性評価を取得することができる商品性も可能な定款の規定としております。</li> </ul>
<p>13.発行後概ね5年の優先配当年率5%以下の考え方は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点の市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえつつ、類似する特徴を有したハイブリッド社債等の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。</li> </ul>
<p>14.第1回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、株主の皆さまへの還元を経営の最重要事項のひとつとしてとらえ、株主の皆さまへの還元を積極的に行うことを基本方針としており、今期の配当予想に変更はありません。</li> </ul>
<p>15.5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社が社債型種類株式を現金対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務戦略や市場環境等を総合的に勘案して判断します。</li> <li>ただし、第1回社債型種類株式の優先配当は発行後概ね5年以降、変動の基準金利に当初スプレッド<sup>(2)</sup>及び5%を加えた率にステップアップいたします。</li> <li>また当社は、ハイブリッド社債等の市場慣習を踏まえ、多くの投資家が当社による取得（コール）が可能となる発行日の5年後から配当がステップアップするタイミングまでの間に、現金対価で取得（コール）されることを期待していることは十分に理解しています。</li> </ul>

(2) 固定配当期間における固定の基準金利への上乗せ幅をいいます。

この資料は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。